

5. (見)守りネットワーク構築

【見守りネットワークの定義】
地域住民、民生・児童委員、老人クラブ等による定期的な訪問・連絡による安否確認と、地域住民、民間事業者等が日常生活や業務の範囲内で、異変発見時の通報連絡体制のルール作りを行い、市町が設置した協議会等での仕組みについての協議を行っている状態

市町	名	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	
見守りネットワークの構築	見守りネットワークの状況	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	
	安否確認	市内19団体が訪問先で事故または異変を発見した時に緊急通報・民生・児童委員による訪問	市内全域、民生・児童委員が中心となり訪問を実施中。 民生・児童委員による安否確認も実施中。	7つの生活圏において各団体・事業者が訪問連絡を実施中。	構築済み 見守りネットワーク協力員や見守り活動協力事業所等による安否確認	民生委員等の他、協定団体(配達・訪問)も安否確認を行っている。	民生・児童委員や見守りリーダーによる訪問が行われている。 なお、協定事業者は業務の範囲内で見守り活動を実施している。	協定事業所(19)、関係団体(10)及び行政機関(4)による見守り活動を実施している。	関係機関において、訪問連絡等を実施。また、自治会や協定事業者による見守り活動を実施している。	関係機関において、訪問連絡等を実施。また、自治会や協定事業者による見守り活動を実施している。	民生委員や協定連絡員による見守り活動を実施している。	民生委員児童委員及び児童による見守り活動を実施している。	
	連絡通報体制の構築	長崎市へ連絡。その後、長崎市より関係機関へ連絡。	見守りをしていた民生委員等には、民生・児童委員や協定事業者から連絡を依頼している。	構築済み 連携協力でマニュアルや連絡カードを作成し、協定団体へ配布している。	構築済み(H24作成) 協議会にて連絡通報体制に関するフロー図等を作成し協議会関係団体へ配布。R2年度は市兵へ配布。	構築済み H23年発足 H29年再構築 見守りネットワーク協議会 協定団体数:25団体 協定事業所数:4団体 協定事業所数:11団体 日頃の見守り対応:4団体 行政・医療・介護連携支援:地域づくり促進支援:6団体 うち民間事業者との協定連絡数:25団体	あり 平成25年度設置済 協定締結14	あり 平成29年度設置済 19事業所	あり 平成31年1月に設置。 協定締結33事業所 協定事業所数:495件	あり 平成25年度設置済 協定締結10 協力事業所37	構築済み フローチャートに沿って異変時は包括支援センターに連絡	構築済み	構築済み
協議会の設置運営	なし	なし	設置済み 平成23年設置	平成20年度設置済み 協定締結19	あり H23年発足 H29年再構築	あり 平成25年度設置済	あり 平成29年度設置済	あり 平成31年1月に設置。	あり 平成25年度設置済	設置済 平成25年度設置済	なし(検討中)	なし(検討中)	
民間事業者との協定締結及び協力事業所数	見守りネットワークの構築	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	
	安否確認	協定事業所等、関係団体で安否確認を行っている。	地域住民による日常の声かけ、民生委員、居宅ケアマネ、地域包括支援センター、サービス提供事業所、協定事業所等々、日常生活や通常業務の範囲における安否確認実施中。	町内50自治会のうち、11自治会が住民主体による見守り活動を実施中	町内協力団体に安否確認を行っている。	7団体が実施	老人クラブによる支活動、母子活動班による声かけ活動	2団体が22地区において訪問活動を実施	町内4団体が、町内全域で訪問連絡を実施中。	民生委員や福祉協力員、民間事業者等による訪問結果を、必要に応じて関係機関と情報共有を行っている。	町内6地区で見守り協力員が足りない見守りを実施し、町へ報告、見守り協力事業所は通常業務内の見守りを実施。	町内6地区で見守り協力員が足りない見守りを実施し、町へ報告、見守り協力事業所は通常業務内の見守りを実施。	町内6地区で見守り協力員が足りない見守りを実施し、町へ報告、見守り協力事業所は通常業務内の見守りを実施。
	連絡通報体制の構築	構築済み 関係団体には、市、包括支援センター等に連絡をお願いしている。 消防署から高齢者居宅には、警察署、消防署へ連絡をお願いしている。	ルール化していないが、地域住民の異変は、民生委員を通じて情報提供あり。 消防署から高齢者居宅には、警察署、消防署へ連絡をお願いしている。	協定締結の際に通報体制の確立を行っている。	異変発見時の通報体制は作成している。	異変発見時の連絡先については、関係団体に通知している。	異変発見時の連絡先については、関係団体に通知している。	特に取り決めはない。	民生委員が日々の訪問の中で、高齢者など住居の異変に気付いた際は町へ連絡。 緊急連絡先やかかりつけ医などを記入した救急医療情報カードを高齢者や高齢者夫婦世帯などに設置し、救急時などに活用。 協定している民間事業者が異変に気付いた際は、町への連絡。	民生委員や福祉協力員、民間事業者等による訪問結果を、必要に応じて関係機関と情報共有を行っている。	民生委員や福祉協力員、民間事業者等による訪問結果を、必要に応じて関係機関と情報共有を行っている。	民生委員や福祉協力員、民間事業者等による訪問結果を、必要に応じて関係機関と情報共有を行っている。	民生委員や福祉協力員、民間事業者等による訪問結果を、必要に応じて関係機関と情報共有を行っている。
協議会の設置運営	27年度に設置済み	なし	なし	あり 平成26年4月設置済み 協力事業所39	あり 平成29年度設置済み 協力事業所2	あり 平成24年度設置済み 協定締結15	なし	あり 平成27年度設置済み 協定締結9事業所	あり 平成27年度設置済み	構築済み 平成23年3月設置 協定2団体 協力事業所108事業所	構築済み 平成23年3月設置 協定2団体 協力事業所108事業所	構築済み 平成23年3月設置 協定2団体 協力事業所108事業所	